

令和3年度花南地区コミュニティ会議 地域づくり支援事業順調に進む

各自治会や各種団体が、花南地区コミュニティ会議の地域づくり交付金を活用し、それぞれの課題を解決するため主体的に取り組む「地域づくり支援事業」は、令和3年度当初に計画されたとおり順調に実施されています。

そこで、令和3年度上半期が終了したことから、各自治会から令和3年度の地域づくり支援事業に対する追加の要望を募集したところ、5つの自治会より要望がありました。

このことについて、コミュニティ会議本部役員会で予算の範囲内で対応できるよう緊急性や必要性を協議し、下記のとおり街路灯の修繕を決定しました。

なお、令和4年度の地域づくり支援事業に対する要望については、12月2日に開催予定の自治会長・行政区長・自治公民館長合同会議にて詳細を説明することとしています。

事業主体	交付金予定額	交付率	内容
諏訪協和会	80,000円	100%	街路灯修繕 1灯 (既存木柱撤去後電力柱添架)
桜町二丁目親和会	79,000円	100%	街路灯修繕 1灯 (既存木柱撤去後電力柱添架)
桜町四丁目振興会	77,000円	100%	街路灯修繕 2灯
成田自治会	80,000円	100%	街路灯修繕 2灯
山の神行政区会	115,000円	100%	街路灯修繕 3灯
合計	431,000円		街路灯修繕 9灯

花南振興センター暖房料のお知らせ

第1会議室 ストープ 100円/1台1時間
エアコン 80円/1時間

第2会議室 ストープ 100円/1台1時間
エアコン 230円/3台1時間

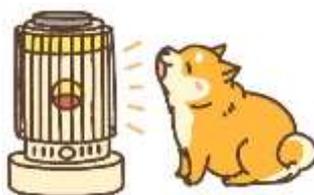
小会議室 ヒーター 30円/1時間

体育室 ストープ 100円/1台1時間

※各施設を利用した際には、火の元、消灯を確認し、利用記録簿に記入をお願いします。

※30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てになります。

※暖房料金は、平日の
8:30~17:15に
振興センター窓口で
お支払い願います。



施設の利用について

新型コロナウイルスへの対応に伴う施設利用の制限がレベル2からレベル1へ緩和されました。

花南振興センター

- ・対象制限：原則、市民・市内の団体
- ・開館日及び開館時間は制限なし（通常通り）
- ・利用時間：原則、2時間以内
- ・利用人数：部屋の面積により制限あり
- ・そのほか：飲食、調理一部可
(懇談や交流を目的とする会食不可)

花南地区社会体育館

- ・対象制限：原則、市民・市内の団体
- ・開館日及び開館時間は制限なし（通常通り）
- ・利用時間：通常通り
- ・利用人数：原則、50人以内
- ・そのほか：飲食一部可（水分補給、弁当のみ）



いのちを守る10のポイント

4つの習慣



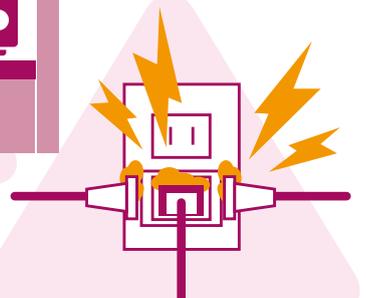
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

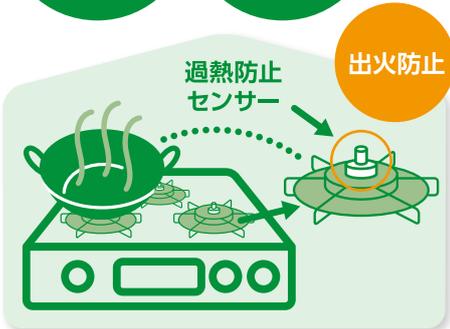


3 こんろを使うときは火のそばを離れない

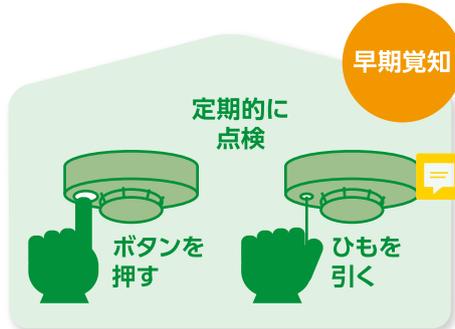


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

これから寒くなり火災が発生しやすい時季を迎えますので、火災予防に努めましょう。